

5.4 クロスコネクションの禁止 (施行令第5条第1項の6)

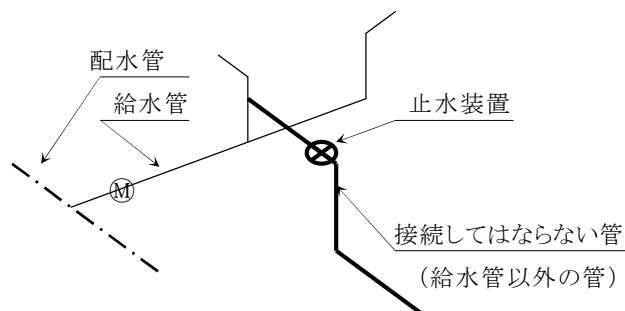
給水管は、安全な水質を確保するため、汚水や薬液等が逆流するおそれのある管、機械、設備等との直接連結(クロスコネクション)をしてはいけない。

仮に、連結点に止水装置を設置した場合でも、誤操作や故障を考慮し、連結は認めない。

図5-10

給水管と接続されやすい配管の例(図5-10)

- ① 井戸、工業用水等の配管
- ② 受水槽以下の配管
- ③ プール、浴場等の循環用の配管
- ④ 水道水以外の給湯等の配管
- ⑤ 雨水管
- ⑥ その他排水管など



5.5 受水槽以外の水槽等への給水要件 (施行令第5条第1項の7)

防火水槽、プール等の水を受けて使用する施設及び器具等に給水する給水装置には、次の措置を講ずる。

- (1) 施設及び器具等への流入吐出口とオーバーフロー管中央には、吐水口空間を確実に設ける。
- (2) 施設及び器具等への流入管手前には、逆流防止機能付弁を設置する。

5.6 特殊器具等の設置要件

特殊器具においても、水道法施行令第5条の「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」性能基準(以下、認証基準という。)に合格したもので、「特殊器具設置誓約書」(様式ス)を提出する。自己認証品については、主任技術者が認証を確認し、「自己認証品使用報告書」(様式シ)を提出する。また、その設置については次の事項を遵守すること。

(1) 水洗便所の設置

- ① 給水管直結型大便器を設置する場合は、流入側に逆流防止機能を有する器具を設置し、設置者に対して断水・水圧低下・停電時の説明を確実に行うこと。
- ② 直結直圧給水方式で大便フラッシュ弁を設置する場合は、次の条件を満たす。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">a. 配水管からの分岐管口径およびメーター口径が、40mm 以上であること。b. 1 つの大便フラッシュ弁に接続する給水管の口径は 25mm 以上であること。c. 複数的大便フラッシュ弁に接続する給水管の幹線は、口径 25mm をその数だけ分岐可能な口径であること。(参照:4.5.6 給水管分岐の略算方法)d. 流入側に逆止弁付ボール止水栓を設置すること。 |
|--|

- ③ 受水槽以下の給水設備に大便器フラッシュ弁を設置する場合も、②を基本とする。

(2) 浄水器等の設置

設置の際は、「2.6 浄水器等の設置に関する取扱い」(2-29 ページ)を参照し、以下のとおりとする。

- ① 浄水器等は、認証基準に合格した機器であれば、設置することができる。
- ② 浄水器等の機器の手前に逆流防止機能を有する器具を設置する。
- ③ 設置に際しては、水道メーターから 50 cm 以上の離隔を確保し、ボックス等で保護するとともに、浄水器等の手前に水栓を設け、水質検査が行えるようにすること。
- ④ 給水用具に該当しない、給水装置の末端(蛇口の先)に設置する浄水器等は、この限りでない。

